

社会福祉施設における地域交流に関する研究

A Study of Community Interaction in Social Welfare Institutions

鈴木 政史*

Masashi Suzuki

I. はじめに

社会福祉施設ではその規模、通所型・入所型・多機能型という施設の形態にかかわらず地域社会との関わりを保つため、施設の社会化活動、地域交流活動や共生ケア¹⁾など様々な取り組みが行われている(東京都社会福祉協議会1980;平野2005;文部省1989;日本知的障害者福祉協会2006:45-7)。しかし、現在の日本における社会福祉制度では宅老所、宅幼老所や富山型に代表される小規模多機能デイサービスなどを除けば、多くの社会福祉施設が高齢者、「しょうがい」²⁾を持つ人、児童などの分野別に利用できる人が限られており、社会福祉施設の構成員は利用者とその家族、職員、ボランティア、地域社会の一部の人などに限定されている。このため施設外活動、地域交流活動などを除けば社会福祉施設における日常的な活動・生活の多くは参加者・構成員が限定的な施設内完結型であり、日常的な地域社会との関わりが十分に確保されているとはいえない状況である。

事実、定藤らは高齢者に対する支援活動はある程度の基盤が整備されているとしながらも、「しょうがい」を持つ人が共に生きる活動モデルが育たない要因として、「①社会の仕組みが、障害児・者およびその家族と地域を分断してしまっている、②今の社会の意識が、障害児・者および

その家族と地域とを分断してしまっている、③今の社会には、障害児・者およびその家族と地域とを結びつける仕組みがない」ことを指摘している(定藤2003:237-8)。

また、吉本(1987:71,74-5,149)は共生福祉の観点から「しょうがい」を持つ児童教育の孤立性として「物理的孤立性」と「教育的孤立性」をあげている。「物理的孤立性」とは「しょうがい」を持つ児童の教育環境が「地理的、空間的に、一般社会から孤立しているということである」としており、「教育的孤立」とは「教育集団としての質の問題」であり、「しょうがい」を持つ児童が幼少期から成人期まで、全寮制の教育機関に在籍し、「しょうがい」を持つ児童だけで生活しているため、「しょうがい」を持たない児童との交流がないことであると定義している。さらに「しょうがい」を持つ児童教育の専門性を、「障害に着目し、障害児を集め、効率よく教育するための知識と技術」である「閉ざされた専門性」と「障害児である以前に児(子ども)であることに着目し、障害を、らしさ=個性として、一般の子どもの中に吸収するための知識と技術」である「開かれた専門性」の2つに分類しており、前者の「閉ざされた専門性」からは「障害のあるなしにかかわらずいふれあいは生まれてこない」として、「しょうがい」を持つ児童教育が孤立した環境で行われ専門性を重視するあまり幼少期よ

*社会福祉演習・実習室助手

り一般社会から隔離され、他の児童との自然な交流が阻害されてきた現状がある。そして、こうした孤立性は他の社会福祉施設においても同様であり、社会福祉施設が「物理的に、地理的に、一般の人々との交流がしにくい環境におかれている」との見解を示している。

こうした状況は、古川（2001：28）が「職員を除けば、社会から分離された障害者だけから構成されている障害者施設という存在は、社会一般からかけ離れた存在であった。このような指摘は、児童施設や高齢者施設についてもそのままあてはまるであろう」と述べているように、社会的支援が必要な人が利用する社会福祉施設の生活が高齢者、「しょうがい」を持つ人、児童等だけのグループやその家族と一部の支援者だけで営まれており、地域社会との接点が社会資源の利用・活用や地域社会との交流活動などに限られていることに起因している。すなわち、多くの社会福祉施設の構造が施設内完結型であり、地域から隔離された状況に置かれ、社会福祉施設を利用する社会的支援が必要な人が地域の一員として共に生活することができる共生システムが確立されていないということである。

Bengt（＝2004：25-8）が提唱したノーマライゼーションの原理では人生観や生活の社会化は、隔離された社会からではなく、できるだけノーマルな社会の人々との接触を通じて得られるべきであり、医療機関や教育機関、社会福祉施設を孤立した場所に設置してはならないと定義している。つまり、社会福祉施設が地域社会から孤立した状態にあり、社会福祉施設に関わる人が、高齢者、児童、「しょうがい」を持つ人とその家族、職員・ボランティアなど、一部の関係者だけで構成され、地域社会から隔離されている状態はノーマルではなく、今後の社会福祉施設における地域社会との関わりは地域住民を含めた多様な人と共に活動・生活するという視点が不可欠である。

そこで、本研究では、社会福祉施設における地域交流・共生の課題に対処するために、社会福祉施設における地域との関わりを把握するとともに課題を考察し、社会福祉施設と地域社会が共に歩むことができる地域共生モデルを提示したい。

Ⅱ. 社会福祉施設における地域交流と地域共生

社会福祉施設にはこれまで社会的支援が必要な人を保護の対象として収容し、地域社会から孤立させてきたという反省から、地域社会との関係性を確保し社会福祉施設の孤立・閉鎖性を解消して利用者の生活の質を向上するとともに、地域福祉の充実を図るという命題が課せられているといえる。この地域社会とのつながりを確保する手法として用いられているのが社会福祉施設における地域交流や富山型に代表される小規模多機能デイサービスにおける共生ケアである。

社会福祉施設における地域交流は1975年頃から老人福祉施設とりわけ特別養護老人ホームを中心として始まった施設の社会化を契機として発展していった（小國1999：102）。東京都社会福祉協議会が設置した「施設と地域問題研究委員会」の昭和49年度問題別委員会報告（東京都社会福祉協議会1980：3）では、施設の社会化を「施設を地域の多様な生活機能の一部として位置付け、利用者の処遇向上をはかり、地域住民の福祉をたかめるために、施設と地域の関連を深めていくこと」と定義しており、施設の社会化における具体的実践事例を、①広報活動、②場・器材の提供、③ボランティアの受け入れ、④後援会・利用者団体の活動、⑤地域交流事業、⑥教育啓発活動、⑦相談助言指導、⑧専門機能の提供、⑨福祉運動提唱等であるとしている。そして、社会福祉施設における地域交流は施設の社会化の一端としておこなわれており、その代表的な事例³⁾は地域住民への講習会・学習会・講座・教室、イベント（施設祭、映画会、スポーツ大会、バザー等）、施設開放・公開、広報誌による広報活動、ボランティアの受け入れ、利用者・職員の地域活動への参加などである。つまり、社会福祉施設における地域交流とは「社会福祉施設の利用者、職員、関係者と地域の様々な施設・機関とそれに関わる人、地域社会、地域住民などが日常的・非日常的に関わりを持ち、地域交流活動を通じて社会福祉施設の構成員、地域住民の双方が地域社会、地域活動、施設活動等に参加すること」であるといえる。この社会福祉施設における地域交流には社会福祉施設が

日常的・非日常的に地域社会と関わりを保つことで、社会的支援が必要な人の経験拡大や社会性の向上、地域生活の豊かさ・質の向上、地域住民の理解の促進等の効果が期待できる。

これに対して、地域共生とは宅幼老所、富山型小規模多機能デイサービス等の小規模社会福祉施設における共生ケアに代表されるように、「年齢、性別、社会的支援の有無等に関わらず、地域社会の様々な人が双方向的な関わりを日常的に保ちながら共に活動・生活すること」であるといえる。また、地域共生では社会福祉施設で行われている余暇活動・文化活動・作業活動などの日中活動と地域社会で行われているサークル・クラブなどの諸活動における協働、住居型施設の地域移行に代表される隣接住居による包括的コミュニティの形成（河東田・孫・杉田ほか2002：41-2）によって、社会的支援が必要な人と地域の多様な人々が日常的かつ双方向的に協働・共生することが必須である。

これまでの社会福祉施設は貧困や自立、生命の維持などの生活全般を支援するという歴史的役割や社会福祉施設が生活困窮者や児童、高齢者、心身に「しょうがい」のある人への支援など分野別に制度が整備され、その分野別・機能別施設整備過程において専門支援が発展した背景から社会福祉施設の構成員が限定されてきた。しかし、ノーマライゼーションの理念の普及、発展により、これまでの施設収容主義から社会的支援が必要な人と地域住民が共生可能な地域生活環境を構築し、社会福祉施設、社会的支援が必要な人と地域社会、地域住民が日常的かつ双方向的で自然な関わりを確保することが求められており（小笠原1999：4-14）、この地域共生では前述の地域交流における効果に加えて、社会的支援が必要な人の社会的排除や社会福祉施設の孤立性（地域社会内孤立）等を解消することが可能である。

しかしながら、現状では社会福祉施設における地域交流の多くが社会福祉施設単独開催のイベント・活動、施設の利用者・職員・関係者による地域社会資源の単独利用や社会福祉施設内における喫茶・販売スペースの設置、特定のボランティアや実習生との交流など、社会福祉施設主体で対象者が限定された地域交流であり、社会福祉施設に

おける地域交流が必ずしも有効に機能しているわけではない。また、宅幼老所、富山型小規模多機能デイサービス等の共生ケアではサービス利用の対象者を限定していないが、社会的支援が必要な人以外に社会福祉施設に関わる人は交流・ボランティアによる地域住民であり、社会福祉施設の構成員以外の人との共生は実現されていない。

このように社会福祉施設における地域社会との交流・共生に関する取り組みの多くは社会的支援が必要な人、家族、職員、ボランティア等の関係者だけでおこなわれ、社会福祉施設に関わる地域住民は一部の人に限定されており、社会福祉施設の構成員の多様性が確保されていない。つまり、現状では社会福祉施設において地域社会との日常的な関わりが十分に保たれている状況には至っておらず、従来型の地域交流、共生ケアでは地域社会における地域共生モデルの実現は困難である。

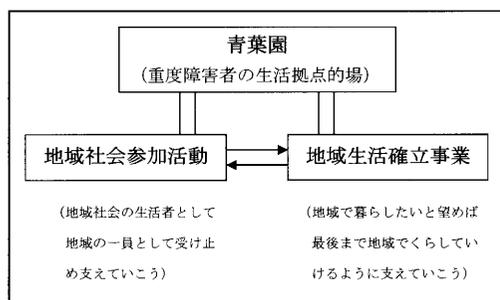
以下、社会福祉施設における実際の地域交流の取り組みを検証し、地域交流モデルから地域共生モデルへの転換を必要としながらも地域共生の仕組みが育たない要因を探りたい。

Ⅲ. 社会福祉施設における地域交流の実践

1. 「青葉園」の実践¹⁾

身体に重い「しょうがい」を持つ人が利用する通所施設「青葉園」では施設を拠点とした日中活動と並行して「地域で生きる通所者一人ひとりを地域のみinnで支えていく（清水・寺谷・桑村1993：66）」という視点から、地域住民や各関係団体と連携しながら重い「しょうがい」を持つ人が地域生活の主体者として豊かな生活を送ることができるように「地域社会参加活動」を実施して地域社会との交流を図っている（図1）。

青葉園における「地域社会参加活動」とは「通所者一人ひとりが地域の生活主体者として受け止め支えられるよう地域へ出ていき、社協活動と連携・連動していこうとする活動（清水・寺谷・桑村1993：67）」であり、地域と連携できる拠点を確立するために、地域の人々が集う公民館を利用した「重度障害者のつどい」や重い「しょうがい」を持つ人への理解促進のためのパネル展、交流会・学習会の開催、機関誌の発行、施設一日体験、市民文化祭・地区運動会への参加などを行っ



出典 清水・寺谷・桑村 (1993:67)

図1 青葉園における地域交流事業

ている。「地域社会参加活動」では地域社会資源の利用、施設行事の開催、地区行事への参加などを通じて地域住民との自然な交流を図ることが可能であり、これらの地域交流活動によって地域住民の受容的・支持的態度を形成し、地域住民に重い「しょうがい」を持つ人の日常的な生活問題の理解を促進することを目指すものである。その効果として、「通所者自身の地域への参加活動を推進していくことが通所者自身の生活圏を広げ、生活の質そのものを高めていき、また通所者自身が抱えている問題・状況を地域の人々が理解し、地域の一員として、地域の課題として受け止め、引き受けていくことにつながる」としている(清水・寺谷・桑村1993:68)。

この青葉園の「地域社会参加活動」における特徴としては、施設外活動の拠点として地域の公民館を利用した「重度障害者のつどい」である。「重度障害者のつどい」とは公民館の隣に居住する施設利用者、家族、ボランティア、施設職員が集まり、リハビリテーションや外出、外食、レクリエーションなどを行う地域交流活動である。この「重度障害者のつどい」では施設利用者自身の住む地域で地域交流活動を実施することで地域住民との自然な関係が形成されやすく、公民館で活動する他のサークルの人などがボランティアとして参加するなど地域住民との関わりが保たれている。

また、青葉園では地区社会福祉協議会と連携し、「①地区社協からの園見学の受入れと見学時におけるスライド等による説明会、②地区役員による地区内園通所者家庭への訪問活動等を推進するコーディネーター(地区役員と通所者家庭との園

職員が仲介する)、③地区社協の障害者問題についての学集会などに職員あるいは通所者・親を派遣し、課題提供をする、④地区役員などが青葉園で一日通所者と活動を共にし、懇談する『あおば実践福祉講座(1日体験)』の実施、⑤園通所者・親・地域の方々・関係者そして研究者が一同に会して共に重度障害者の地域での生活を考える『あおば地域福祉講座(西宮がすきやねん)』の開催、⑥青葉園での生活の様子や園通所者の地域生活の問題点などを伝える機関誌『はじめの一步』を地区役員を通じて地域へ配布」といった取り組みが行われている(清水・寺谷・桑村1993:68)。このような地区社会福祉協議会の活動は、「①重度障害者の生活を知り、問題・課題等を理解する、②重度障害者を地域の一員として地域の諸活動や日常の中に受け入れ具体的に何ができるのかを明らかにしてく、③地域で重度障害者がいきいきと豊に暮らしていくための問題・課題を共に明らかにし、その課題解決に向けて行動し、作り出していく」という段階を経て地域交流活動が展開されている(清水・寺谷・桑村1993:68)。

なお、現在は重い「しょうがい」を持つ人の地域生活における課題が西宮市社会福祉協議会の「障害者福祉委員会」(2001年の組織改革で解散)で議論され、委員による施設見学や研修会を実施すると共に、各支部・分区の役員を中心とした施設利用者宅への家庭訪問や「しょうがい」を持つ人の地域行事(地区運動会や盆踊り等)への参加支援が進められている。こうした実践が「障害者福祉委員会」で報告されることで地域社会参画プログラム(地域社会参加活動)は市全体へと広がっており、施設見学だけでなく、「一日体験」への参加が促進され、地域内に居住する施設利用者、保護者と地域住民との地区懇談会、学習会、交流会を開催する地域や、施設利用者と地域住民が協働でサークルを組織し共に活動するなど、多様な地域社会参画プログラム(地域社会参加活動)が実施されており、社会福祉協議会役員をはじめ多くの地域住民と施設利用者との関わりは広がりを見せている(西宮社会福祉協議会2008)。

2. 富山型小規模多機能デイサービス

富山型小規模多機能デイサービスとは、高齢者、「しょうがい」を持つ人、児童を対象とした日中及び、夜間の介護、介助、保護、機能訓練、余暇活動などのサービスを提供する定員10から20名程度の小規模施設である。特筆すべきはサービスの対象者を限定しておらず、要支援者等も受け入れている点であり、富山県、富山市及び滑川市及び砺波市並びに富山県上新川郡大山町及び東砺波郡福野町による富山型デイサービス推進特区の「構造改革特別区域計画」によると富山型デイサービスには、「①住み慣れた地域でサービスを受けることが可能になる、②高齢者、障害者、障害児が同一の空間でより家庭的なサービスを受けることが可能になる、③指定通所介護事業所等の利用率向上につながり、効率的で質の高いサービスの提供が可能となる、④NPO等の事業者の参入の拡大が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。」といった効果があるとしている（富山県2005：2）。

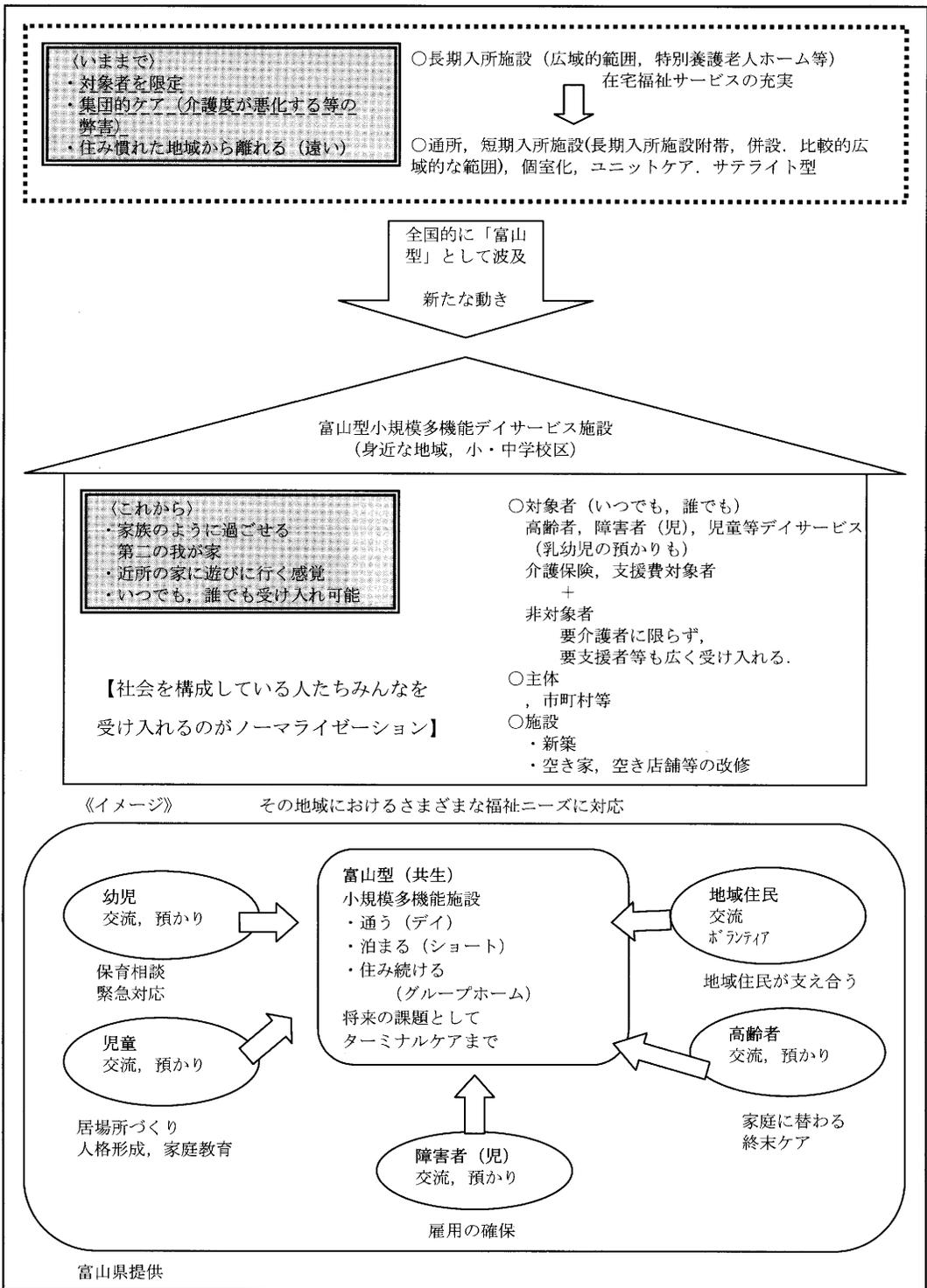
また、「富山型小規模多機能デイサービスについて（図2）」で示されているとおり、地域社会との関わりが保たれる要因として、①社会福祉施設を利用者の身近な地域である小・中学校区にデイサービス施設を設置している、②サービスの対象者に高齢者、児童、「しょうがい」を持つ人だけでなく、要支援者も含めている、③空き家・空き店舗等を利用し、地域社会の中に社会福祉施設を設置しているといった点が挙げられる。この富山型小規模多機能デイサービスではこれまで分野別に分断されていた各施設を統合し、地域住民が交流、ボランティアとして参加することで、高齢者、児童、「しょうがい」を持つ人との共生とサービスの対象者と地域住民との日常的で自然な関わりが確保されている。

このように社会福祉施設では地域社会との関わりを確保するために様々な地域交流や共生ケアなどの取り組みが行われている。青葉園における公民館を利用した地域交流活動や小学校との合同運動会の開催は、地域住民への「しょうがい」を持つ人に対する理解を深め、地域社会とのつながりを確保している。また、富山型小規模多機能デイサービスでは、民家・空き店舗等を利用した小規

模施設を小・中学校区に設置し、対象者を限定せず様々な人が社会福祉施設を利用することで、地域社会との日常的で自然な関わりを保つことを可能にしている。しかしながら、公民館や地域の社会資源等の利用による地域交流では、双方向的な関わりを常に保つことは困難であり、社会福祉施設や他施設・機関、団体との合同イベントによる地域交流では、交流の継続性を維持することが困難であるという側面がある。一方で、富山型小規模多機能デイサービスでは幼児、児童、「しょうがい」を持つ人、高齢者へのサービスとして「交流・預かり」を提供し、地域住民が「交流・ボランティア」として社会福祉施設に関わることで、社会的支援が必要なサービス利用者間による共生と、社会福祉施設に関わる一部の地域住民とのつながりが確保されている（図2）。しかし、社会福祉施設の主体者は利用者とその家族、職員等であり、多様な人との日常的な共生は実現されていない⁵⁾。すでに述べてきたとおり、限られた地域住民との交流、社会的支援が必要な人に限定されたサービス提供では社会的排除や孤立のない共生社会の実現は極めて困難である。

IV. 社会福祉施設における地域交流の課題

社会福祉施設は当初、未分化な救済施設である混合収容型であったが、1869年以降に孤児院、知的に「しょうがい」を持つ人の総合施設、家庭学校や保育施設が創設され、1929年の救護法制定によって分類収容型へと転換してきた。その後、社会福祉関係法が整備され社会福祉施設体系が形成されたことによって、社会福祉施設の専門分化により細分化された。1970年代には高齢化社会の到来と都市部への人口集中や核家族化によって社会福祉施設が不足したことから「社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画」が策定され、これまでの1法人1施設から1法人多施設あるいは1法人多事業化と1984年の身体障害者福祉法の改正によって社会福祉施設の総合化が推進された。そして、1970年代以降の施設の社会化、施設機能の地域開放、居住型施設の収容の場から生活の場への転換、グループホームの創設や小規模多機能施設の設置といった施設の地域化へと段階を経て変革してきた。現在は専門分化、総合化、社会化、地域化が



伊藤 (2005:194) より抜粋

図2 富山型小規模多機能デイサービスについて

同時進行しており、社会福祉施設が本格的に地域化するのには時間がかかると考えられている（小園1999：101-3）。

このように分野別・専門機能別に発展し地域社会から隔離され孤立していた社会福祉施設ではその施設収容主義への反省から社会福祉施設との関係性が重要視され、1970年代以降、施設の社会化、地域交流活動、共生ケアなどを実践することによって地域社会との関係性を確保し、社会福祉施設、社会的支援が必要な人を地域社会の中に組み込み、包み支えあう社会の実現を目指して社会福祉施設運営が展開されてきた。こうした社会福祉施設における取り組みは社会的支援が必要な人の生活の質の向上、地域生活の充実ひいては地域福祉の発展、共助コミュニティの形成に寄与してきた。しかし、社会福祉施設における地域交流、社会的支援が必要な人と一部の地域住民に限定された共生は、地域社会と「関わり（つながり）を保つ機能」であり、地域社会と「日常的かつ双方向的な関わり（つながり）を保つ機能」は有してはいない。勿論、社会福祉施設と地域住民との直接的な交流や社会的支援が必要な人が同一施設でサービスを利用し、一部ではあるが地域住民が社会福祉施設に関わることは社会福祉施設の利用者への理解の促進、地域住民との関係性の確保、社会福祉施設の閉鎖性・孤立の解消などに一定の効果が期待できる。しかしながら、社会的支援が必要な人や一部の地域住民に限定された地域交流では、地域社会との関わりを維持するのに限界があるのも否めない。すなわち、社会福祉施設における地域交流には、①社会福祉施設の利用者は社会的支援が必要な人に限定されている、②社会福祉施設に関わる人が利用者とその家族、職員、ボランティア、一部の地域住民等に限定されている、③社会福祉施設における地域交流の多くは社会的支援が必要な人と社会福祉施設の関係者、一部の地域住民だけで行われており、構成員の多様性が十分に確保されていないといった課題が厳存している。

これまで社会的支援が必要な人が分野別に分断され、社会福祉施設が地域社会から隔離されてきたことによって、そこに関わる人も必然的に分野別の社会的支援が必要な人とその家族、施設の職

員、ボランティア、一部の地域住民等に限られていた。このため社会福祉施設における地域交流の多くが内部の関係者と一部の地域住民だけでおこなわれ、「地域社会との関係性を確保する」という地域交流の本来の役割が有効に機能していない状態であった。こうした地域交流の課題に対処し社会福祉施設と地域社会との自然な関係性を確保するためには、社会福祉施設を地域社会に組み込み地域の多様な人と日常的かつ双方向的な関係性を維持することができる社会福祉施設構造が必要であり、社会福祉施設における日中活動・余暇活動、居住機能、就労機能等を地域社会に組み込み、日常的な活動・生活レベルで共に歩むことができる共生社会の実現が不可欠である。

V. 地域共生モデルの検証

社会福祉施設が地域社会との共生を実現するためには、社会福祉施設が地域社会の一部となるように整備し、社会的支援が必要な人が地域住民の一員となることが求められる。そのためには高齢者、児童、「しょうがい」を持つ人などに分離された既存の社会福祉施設を地域社会に組み込み、多様な人が参加できる「地域共生モデル」を構築することが有効である（図3）。

地域共生モデルの概念は「社会福祉施設を地域社会に組み込み、社会福祉施設における活動および地域社会における活動を多様な人が参加できる形態へと転換し、地域社会の誰もが共生可能な地域環境を構築すること」である。この地域共生モデルを実現するためには社会福祉施設の構成員がサービスの利用者とその家族、職員、関係者等に限定されるのではなく、地域住民が参加して協働できる社会福祉施設構造・活動を構築・設定すると共に、住居等においても共生できる仕組みや、居住型（入所型）社会福祉施設も地域社会に組み込む必要がある。そのためには共生ケアにおける、「高齢者、子ども、障害者という対象上の制約を与えることなく（平野2005：14）」という社会的支援が必要な人と一部の地域住民に限られた社会福祉施設の相互利用だけでなく、遍く地域住民を共生の対象に含めなければならない。

この地域共生モデルに必要な要素は、①社会福祉施設における諸活動、地域で活動するサークル

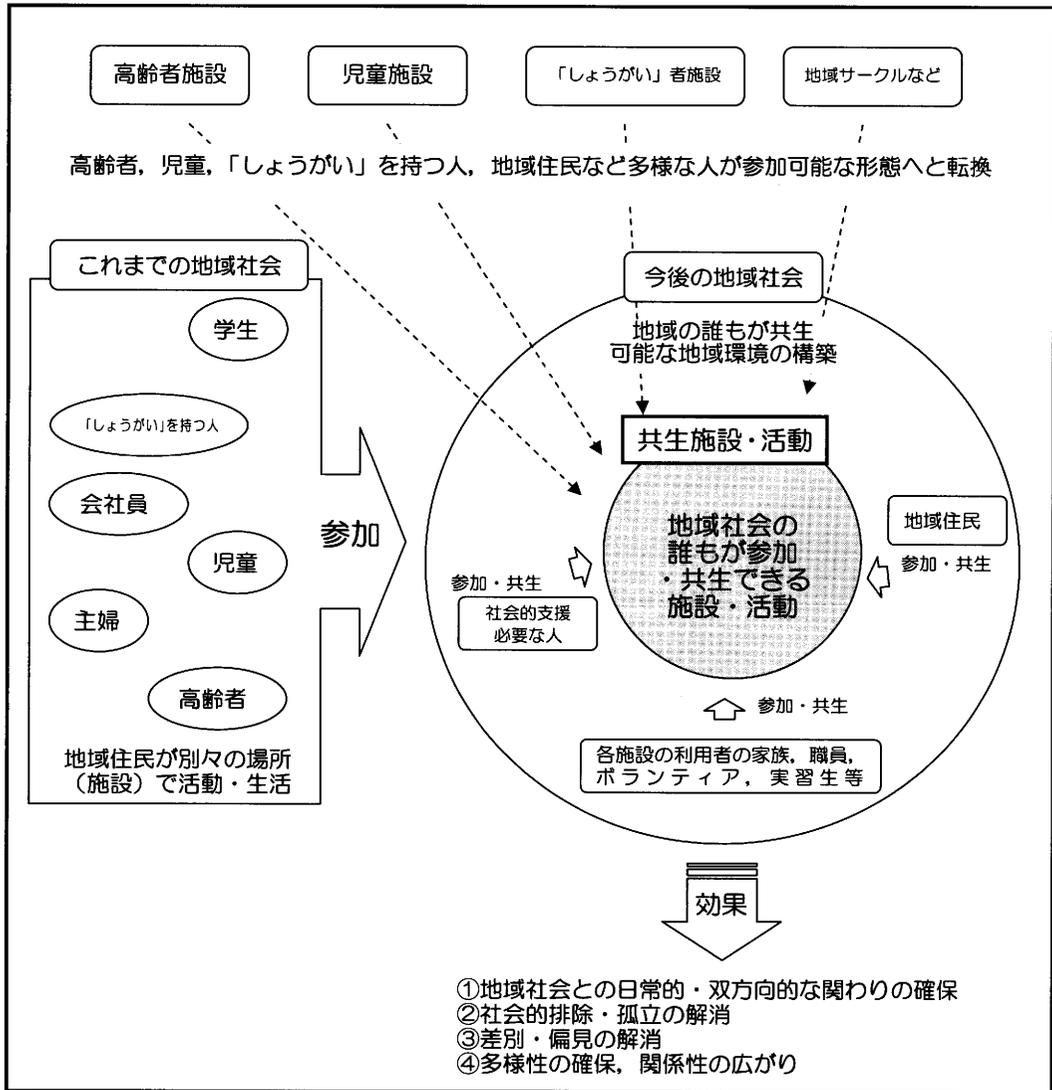


図3 地域共生モデル

・クラブ等の活動、学校の授業を、高齢者、児童、「しょうがい」を持つ人、地域住民など多様な人が参加可能な形態へと転換する、②これまで地域社会から隔離された状態で活動・生活していた人が地域社会に参加し共生する、③社会福祉施設を公共施設、商用施設等の社会資源が混在する地域社会の中に設置し、多様な人が参加・共生可能な地域環境を構築することである。また、この地域共生モデルの効果として、①多様な人との日常的・双方向的な関わりが確保できる、②社会福祉施設の孤立・閉鎖性、社会的支援が必要な人の

社会的排除・孤立を解消できる、③日常的・双方向的な関わりや、幼少期からの関わりは社会的支援が必要な人への理解を深め、差別・偏見等の解消が可能となる、④これまで分野別に分断されていた家族、職員、関係者、実習生、ボランティア、地域住民等が共生することで社会福祉施設の関係者の多様性が確保されるといった点が挙げられる。

地域共生モデルの効果では、「地域社会との日常的・双方向的な関わり」によるノーマライゼーションの理念の具現化、(Bengt=2004:25-8)、

「社会的排除・孤立の解消」によるソーシャル・インクルージョンの理念の具現化が期待できる。また、日常的・双方向的な関わりや幼少期からの関わりを保ちながら地域住民と共に過ごすことは、地域住民に内在する社会的支援が必要な人に対する意識・感情等に変化を及ぼし、社会的支援が必要な人とのあたりまえの生活という概念を定着させ、社会的支援が必要な人に対する「差別・偏見の解消」を促進する。加えて、「多様性の確保、関係性の広がり」は、これまで社会福祉施設の利用者のみならず、その家族、職員、関係者等も当然のように地域社会から隔離され、関わる人・場所が限定されてきた人達が地域社会の様々な人と関わることで、社会的支援が必要な人だけでなく、地域の多様な人が共生できる地域社会の構築が実現可能となる。

このように社会福祉施設で行われている文化活動や余暇活動、地域で開催されるカルチャースクール・講座などの様々なグループ活動、教育機関の授業・活動等において、地域社会の多様な人が協働する、社会的支援が必要な人と地域住民が共生可能な居住環境を整備するなど、「地域共生モデル」を基盤とした地域社会の構築によって社会的支援が必要な人と地域住民との日常的な関わりが、幼少期から日常的におこなわれることで、地域社会の多様性が確保され社会的支援が必要な人に対する差別・偏見等が軽減されるだけでなく、重い「しょうがい」を持つ人や認知症の高齢者などを含め地域社会で様々な人を包み込んで支えていくことが可能になるのである。

Ⅶ. おわりに

施設の社会化から始まった社会福祉施設における地域交流は創意工夫が重ねられ、公民館を拠点とした日常的な小規模地域活動、多様な地域交流活動、他施設・機関との合同活動など地域社会との関わりを保つために様々な取組みが行われている。また、ノーマライゼーションや地域福祉の観点から普及した富山型小規模多機能デイサービスにおける共生ケアは、共に歩む共生福祉の理念を実現し、社会的支援が必要な人の地域生活の質の向上を実現している。

しかしながら、こうした地域交流や共生ケアの

取り組みが、社会福祉施設単独で行う活動や、広報誌の作成・配布といった情報提供、ボランティア・実習生の受け入れなど、交流の構成員・対象者が限定された地域交流であれば、地域社会との関わりを確保するのは困難であり、社会福祉施設を利用する社会的支援が必要な人の生活の質の向上、地域社会・住民との関係性の広がりには望めない。また、地域社会との共生を目的とした富山型小規模多機能デイサービスは、サービスの対象者に高齢者、「しょうがい」を持つ人、子どもに加え要支援者を含め、交流・ボランティアを通じて地域住民が社会福祉施設を支え合う仕組みになっているが、富山型小規模多機能デイサービスではサービス利用の対象者は社会的支援が必要な人に限定されており、地域住民が関わるものがあっても、地域の多様な人が参加・共生できる社会福祉施設構造は構築されていないといえる。このため、社会福祉施設が地域社会の中に設置されていても社会的支援が必要な人だけが地域社会から隔離されるという地域社会内孤立が惹起される可能性があり、現状の社会福祉施設構造では地域社会との継続的な相互関係を築くのは困難である。

これまで社会福祉施設は地域社会から掛離れた非日常的な存在として社会的に孤立してきた。今日では施設収容主義の反省から、施設の社会化や地域移行（脱施設化）、ソーシャル・インクルージョンなど、社会福祉施設と地域をつなぐ様々な手法・政策・理念が導入されている。しかし、現在の社会福祉施設の現状を鑑みれば施設の社会化や地域移行（脱施設化）、共生ケアが必ずしも有効に機能しているわけではなく、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うための社会福祉（厚生省2000：6）」というソーシャル・インクルージョンの理念はいまだ実現されていないといえる。今後の社会福祉施設は地域社会との共生を通して日常的な関わりを確保すると共に、社会的支援が必要な人への差別・偏見を解消し、ひいては社会福祉施設の孤立や排除といった課題の解決につなげていかなければならない。そのためにはこれまでの社会福祉施設における地域交流から地域共生へとパラダイムシフトし、誰もが共に歩むことができる、

共生社会の実現が喫緊の課題である。

注

- 1) 平野は共生ケアを「①地域のなかで当たり前で暮らすための小規模な居場所を提供し、②利用の求めに対しては高齢者、子ども、障害者という対象上の制約を与えることなく、その場で展開される多様な人間関係を、共に生きるという新たなコミュニティとして形づくる営み」であるとしている(平野2005:14)。
- 2) 「障害」という用語は「障」、「害」ともに否定的なイメージがあり、諸外国では Handicapped (社会的不利・ハンディキャップ)、Disabled (障害者) などから新たな用語として Challenged Person (挑戦する人) などへと変容しているが、「ハンディを持つ人」や「挑戦する人」といった表現も障害者を適切にあらわしているとは言い難い。そこで、本研究では法律の条文や制度などの名称以外は仮に障害を「しょうがい」、障害者を「しょうがい」を持つ人と表記する。なお、今後、こうした表現は変更される可能性があるため、括弧付けで表記する。
- 3) 社会福祉施設における地域交流の実践事例に関しては、東京都社会福祉協議会(1980)、日本知的障害者福祉協会(2006)、文部省(1989)を参照した。
- 4) 青葉園の実践に関しては、清水明彦・寺谷富和・桑村忠延(1993:64-76)、定藤丈弘(1993:290-306)および西宮市社会福祉協議会(2008)を参照した。
- 5) 中小企業診断協会 富山県支部(2005)は、富山型デイサービスの課題として、地域社会福祉協議会やボランティア団体、商店街や近隣住民との連携がやや不十分であると指摘している。

参考文献

- 小笠原祐次(1999)「序章 社会福祉施設の体系・制度の再編と今日の課題」小笠原祐次 福島一雄・小國英夫 編 『社会福祉施設 これからの社会福祉⑦』 有斐閣, 1-21
- 小國英夫(1999)「第3章 社会福祉施設の経営と経営主体」小笠原祐次 福島一雄 小國英夫 編 『社会福祉施設 これからの社会福祉⑦』 有斐閣, 95-120
- Bengt Nirje (1967, 1969, 1970, 1971, 1972, 1976, 1980, 1982, 1985, 1993, 1998) *The normalization principle papers.* (=2004, 河東田博 橋本由紀子 杉田穂子

他 訳編

『新訂版 ノーマライゼーションの原理—普遍化と社会変革を求めて』 現代書館)

- Edwin Jones, Jonathan Perry and Kathy Lowe, et al (1996) *Active Support-A Handbook for Planning Daily Activities and Support Arrangements for People with learning Disabilities.* (=2003, 中野敏子 監訳・編『参加から始める知的障害のある人の暮らし—支援を高めるアクティブサポーター』 相川書房)
- 河東田博・孫良・杉田穂子 ほか(2002)『ヨーロッパにおける施設解体—スウェーデン・英・独と日本の現状』 現代書館
- 厚生省(2000)『「社会的な支援を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書
- 定藤丈弘・佐藤久夫・武田裕子(2003)「障害者福祉実践の課題と展望」定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一 編 『現代の社会福祉[改訂版]』 有斐閣
- 清水明彦・寺谷富和・桑村忠延(1993)「重い障害の人たちの地域での豊かな暮らしをめざして—西宮社会福祉協議会・『青葉園』の実践—」『地域福祉活動研究』(兵庫県社会福祉協議会) 10、65-76
- 清水明彦(1997)「重い障害のある人の地域での生活の確立に向けて—西宮市「青葉園」の活動報告—」厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課監修『地域で暮らし—精神薄弱者の地域生活援助』中央法規
- 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会(1980)「福祉施設の社会化活動報告—社会化とは・活動事例・社会化現況調査報告」
- 社団法人 中小企業診断協会 富山県支部(2005)『平成16年度 マスターセンター補助事業 富山型デイサービス実態調査報告書』
- 田中栄治(1996)『地域連携の技法—地域連携軸と社会実験』 今井書店
- 富山県、富山市、滑川市及び砺波市並びに富山県上新川郡大山町及び東砺波郡福野町(2005)『富山型デイサービス推進特区 構造改革特別区域計画』
- 西宮市社会福祉協議会(2008)「社会参画プログラム(地域社会参加活動)について」(http://www.n-shakyo.jp/aoba/aoba03.html#_5, 2008.4.30)
- 平野隆之(2005)『共生ケアの営みと支援 富山型「このゆびと—まれ」調査から』 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)
- 古川孝順(2001)『社会福祉の運営』 有斐閣
- 古山周太郎・土肥真人(2000)「精神障害者グループホームの地域交流の実態に関する研究」『第35回日本都市計画学会学術件研究論文集』(日本都市計画学

- 会) 35 (6)、31-36
- 文部省 (1989) 「心身障害児と地域社会の人々との交流」 大蔵省印刷局
- Wolf Wolfensberger (1981) *The principle of Normalization in human Services National Institute on Mental Retardation*. (=1996, 中園康夫・清水貞夫 編訳『ノーマリゼーション-社会福祉サービスの本質』 学苑社)
- 吉本充賜 (1987) 『共生福祉論-障害者・保育・施設・医療』 ミネルヴァ書房